

## 千葉市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱

平成16年7月1日制定  
平成22年4月1日改正  
平成23年4月1日改正  
令和元年7月1日改正  
令和4年4月1日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、事業者が使用済自動車等の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等を行う場合に、市が事業者に対し必要な指導を行うことにより、使用済自動車の適正処理を図り、生活環境を保全することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)をいう。
- 二 使用済自動車 法第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- 三 解体自動車 法第2条第3項に規定する解体自動車をいう。
- 四 使用済自動車等 使用済自動車及び解体自動車をいう。
- 五 使用済自動車等の解体施設 使用済自動車等の保管や解体を行う施設及び取り外した部品(廃油及び廃液を含む。)の保管を行う施設
- 六 解体自動車の破砕施設 解体自動車の保管や破砕(破砕前処理を含む。)を行う施設及び自動車破砕残さの保管を行う施設
- 七 設置等 次に掲げるものをいう。
  - イ 使用済自動車等の解体施設又は解体自動車の破砕施設の設置
  - ロ 破砕業者の事業の範囲の変更
- 八 解体業 法第2条第13項に規定する解体業をいう。
- 九 破砕業及び破砕業者 法第2条第14項に規定する破砕業及び破砕業者をいう。
- 十 事業者 次に掲げる者(千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(昭和63年4月1日制定)第4条第1項に規定する事前協議の対象となる廃棄物処理施設の設置等を行う者を除く。)をいう。
  - イ 平成16年7月1日以降に、新たに解体業又は破砕業を行おうとする

者

ロ 平成16年7月1日以降に、破砕業の事業の範囲を変更しようとする  
破砕業者

(事業者の責務)

第3条 事業者は、使用済自動車等の解体施設又は解体自動車の破砕施設の設置等を行うに当たっては、法その他関係法令で定める諸基準のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

2 事業者は、使用済自動車等の解体施設又は解体自動車の破砕施設の設置等に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

3 事業者は、使用済自動車等の解体施設又は解体自動車の破砕施設の設置等を行うに当たっては、市が定めた土地利用計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならない。

(事業概要書の作成)

第4条 事業者は、法第61条第1項、法第68条第1項又は法第70条第1項に定めるそれぞれの申請を行うときは、当該申請の概要書(別記第1号様式)(以下「事業概要書」という。)を当該申請に併せ、市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の事業概要書には次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。

一 申請書(写し)

二 解体(破砕)業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図

三 計画地一覧表

四 公図の写し

五 土地及び施設の所有権(使用権原)を証する書類(写し)

六 事業計画書及び収支見積書

七 標準作業書

八 その他市長が必要と認める書類

(現地調査)

第5条 千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課長(以下「産業廃棄物指導課長」という。)は、事業者から第4条第1項の事業概要書の提出を受けた後、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(協議会の設置及び運営)

第6条 市に、使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期するため、千葉市使用済自動車適正処理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(協議会の審査)

第7条 産業廃棄物指導課長は、事業概要書を協議会の審査に付するものとする。

2 協議会長は、事業概要書の審査のため必要と認める場合には、事業者に対し説明を求めることができる。

(審査指示)

第8条 市長は、協議会の審査結果に基づき、必要に応じ事業者に対し使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破砕施設の設置等を行うに当たっての留意事項又は変更の指示（以下「審査指示」という。）を行うものとする。

2 市長は、審査指示を行うに当たり生活環境の保全に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(関係機関との調整)

第9条 事業者は、審査指示を満足させるための関係機関との調整を自らの責任において行わなければならない。

(審査指示事項調整済回答書)

第10条 事業者は、審査指示の調整が終了した場合は、審査指示事項調整済回答書（別記第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、審査指示事項調整済回答書を受理したときは、これを関係機関に照会し、その内容を確認するものとする。

3 市長は、前項の規定による確認により前条の調整が終了していないと認められる場合には、事業者に対し当該事項について再度当該調整を行うことを指示するものとする。

4 前項の規定による調整については、第9条からこの条の第2項までを準用する。

(事業概要書の変更)

第11条 事業者は、第4条第1項の規定により市長に提出した事業概要書の内容に変更があったときは、変更に係る事業概要書を市長に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更にあつては、変更内容を市長に届け出ることによりこれに代えることができる。

2 第4条から第10条までの規定は、変更に係る事業概要書に準用する。

(報告の徴収)

第12条 市長は、事業者に対し、必要に応じて関係機関との調整の状況について報告を求めることができる。

(手続きの省略)

第13条 市長は、関係法令との調整及び環境保全対策の内容等から相当と認める場合には、第7条から第10条までの規定の全部又は一部を省略することができる。

(設置等の許可)

第14条 市長は、審査指示事項調整済回答書を受理したときは、これを関係機関等に照会し、その内容を確認した後、許可を行うものとする。

(審査手続きの中断)

第15条 市長は、事業者が法及び廃棄物の処理に関し他の関係法令に基づく改善勧告、改善命令等を現に受けている場合においては、その改善等を行うまでの間、この要綱に基づく手続きを中断することができる。

(台帳の整備)

第16条 市長は、第4条第1項の規定による事業概要書について、その内容を記した台帳を整備するものとする。

(提出書類の部数)

第17条 第4条第1項、同条第2項及び第11条第1項に係る書類の提出部数は、産業廃棄物指導課長の指示する部数とする。

2 第10条第1項に係る書類の提出部数は、1部とする。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条）

解体業（破砕業）事業概要書

*許可番号	
*許可年月日	年 月 日

年 月 日

（あて先）  
千葉市長

郵便番号

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

千葉市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第4条第1項の規定により、  
関係書類を添えて提出します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

(関係書類)

- 1 申請書（写し）
- 2 解体（破碎）業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図
- 3 計画地一覧表（別記様式）
- 4 公図の写し
- 5 土地及び施設の所有権（使用権原）を証する書類（写し）
- 6 事業計画書及び収支見積書
- 7 標準作業書
- 8 その他市長が必要と認める書類

(別記様式)

計画地一覧表

	住所 ・地番	所有者	使用者	地目 (㎡)	都市計画法の 区分・用途名	その他法令の 指定の有無
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						



第2号様式（第10条）

## 審査指示事項調整済回答書

年 月 日

千葉市長 様

郵便番号

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

千葉市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第8条第1項の規定により  
審査指示のあった下記事業について調整が終了したので、同要綱第10条第1  
項の規定により、関係書類を添えて回答します。

記

事業概要書 受付年月日	年 月 日	受付番号	
申請の種類	(解体業・破砕業)の申請 (新設・事業範囲の変更)		
審査指示年月日	年 月 日		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。